

## つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日（月）午後1時30分から午後2時22分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第3会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5 番	中 山 雅 史
委 員	1 番	谷 口 眞 一
委 員	2 番	菊 地 典 夫
委 員	3 番	豊 島 利 夫
委 員	4 番	栗 原 哲
委 員	7 番	羽 田 茂
委 員	8 番	宮 田 一 日 出
委 員	9 番	飯 泉 秀 夫
委 員	10 番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	古 谷 隆 夫
事務局 長補佐	石 神 正 夫
主 査	大 久 保 慎 太 郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
- 議案第 8 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

#### 報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（古谷事務局長）

定刻となりました。ただいまから平成 31 年 3 月定例総会を開催いたします。  
定例総会の開催に当たりまして、齊藤会長よりごあいさつをお願いいたします。

### 1. 議長（齊藤会長）

お忙しい中、3 月の定例総会に出席して頂きまして有難うございます。

私たち農業委員も 3 年間の任期の最後の総会となりました。皆さんには、この 3 年間、真剣な議案審議をして頂きまして、まずもって御礼と感謝を申し上げたいと思います。とりわけ、平成 29 年 10 月から権限移譲がされ一抹の不安がありましたが、委員各位がそれぞれ勉強されたこともあって無事乗り切ることが出来たと思っています。

また、新しい農業委員会法に移行されて最初の農業委員会となったわけですが、農地利用最適化推進委員の活動をどのようにしていくべきか、農地利用の最適化をどう進めていくか、模索しながらの取り組みとなりましたが、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となった取り組みが出来たと考えますし、今後の活動の基礎はできたのかと思っています。

農業委員の皆さんには、議案の審議はもとより、農地利用最適化の取り組みにも積極的な対応をして頂きまして、重ねて感謝を申し上げます。

今月をもって退任される方には、退任後も農業委員会に対してのご支援を頂ければと思いますし、4 月以降も引き続き農業委員をされる方にはより一層のご奮闘をお願いしたいと思います。この 3 年間のご協力、誠に有難うございました。

最後になりますが、本日の総会は、議案 8 件と報告事項 3 件となっています。皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。

よろしくお願ひいたします。

#### 1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名でございます。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私、議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

9番飯泉委員、10番矢口委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願ひいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。

1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，登記山林，現況畑，面積は866㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料①」をご覧ください。

続きまして受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は

1, 097 m<sup>2</sup>, ■字■■■■番■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は  
1, 831 m<sup>2</sup>, 合計2筆2, 928 m<sup>2</sup>でございます。

事業計画につきましては, 別紙「参考資料②」をご覧ください。

続きまして受付番号3番, 申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は, ■字■■■■番■, 地目は登記現況とも畑, 面積は166 m<sup>2</sup>, ■  
■字■■■■番■, 地目は登記現況とも畑, 面積は359 m<sup>2</sup>, ■字■■■■  
■■■■番■, 登記山林, 現況畑, 面積は24 m<sup>2</sup>, 合計3筆549 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして受付番号4番, 申請理由は駐車場整備のための売買となっております。

申請地は, ■字■■■■番■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は412 m<sup>2</sup>で  
ございます。

続きまして受付番号5番, 申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は, ■字■■■■番■, 地目は登記現況とも畑, 面積は353 m<sup>2</sup>でござい  
ます。

以上です。

## 1. 議長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりましたので, 現地確認及び書類審査の結果の報告をお願いします。

まず, 伊奈地区につきまして, 1番谷口委員よりお願いいたします。

### 1. 谷口委員

はい。私の方から, 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について,  
3月4日に行いました, 書類審査, 現地調査結果について報告いたします。

当日は, 午前9時から行いました。メンバーは, 齊藤会長, 飯泉委員, 栗原委員と私,  
事務局から石神補佐, 大久保主査の6名で実施しました。

受付番号1番, 地図は3ページになります。この場所は, きらくやまの通りに面し  
ており, 立木があったようですが, すでに伐採されているような状態でした。

申請地の農地区分は, 住宅等が連たんしており, 土地改良事業が行われていない農  
地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため, 2種農地と判断い  
たします。

別紙「参考資料1」にもありますが, 発電量は49.5kw, 305wパネル  
252枚, パワーコンディショナーを5台設置する計画となっております。

経済産業省及び東京電力との調整も終了しており, 2種農地における再生可能エネ  
ルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番，地図は4ページになります。

現地は，若干の雑草が生えておりましたが，平坦な土地でございました。

申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

隣接する山林6,403㎡と一体として事業の目的を達成する上で必要であるとして申請されたもので，農地の面積は全体の面積の3分の1に満たない面積であることから，1種農地の例外許可基準に該当すると判断しました。

別紙「参考資料2」にもありますが，発電量は500kwで315wパネル2,640枚，パワーコンディショナーを10台設置する計画となっております。

経済産業省及び東京電力との調整も終了しており，1種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして，受付番号3番，地図は5ページになります。

きれいに整地された農地で，角地で鍵の手に道路がまわっております。場所は，永寿院のすぐ隣です。

申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は，申請地3筆549㎡を利用し，自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており，自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番，地図は6ページになります。

こちらは取手ゴルフのすぐ西側でクラブハウス前の道路を入った突き当りの場所で，篠竹と雑草が生えておりました。

申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は，申請地412㎡を利用し，従業員用の駐車場を整備する計画となっております。既存施設の駐車場は4,396㎡であり，2分の1以内の面積であることから，1種農地の例外許可基準に該当すると判断しました。

関係法令との調整も行っており，駐車場を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

続いて、谷和原地区につきまして5番中山職務代理者からお願いします。

#### 1. 中山会長職務代理者

はい。3月4日の午後から行った、書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、齊藤会長、菊地委員、羽田委員と私、事務局から石神補佐、大久保主査の6名です。

受付番号5番、地図は7ページになります。

福岡からつくば市の方に向かいまして、東部出張所の先を右に入りまして100m程の右側になります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆353㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

まず、受付番号1番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、続いて、受付番号2番についてご質問等はありませんか。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご意見、ご質問はありませんか。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号4番について、ご意見、ご質問はありませんか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番について、ご意見、ご質問はありませんか。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、原案の通り許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。  
全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は2件となっております。

8ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅の建築となっております。申請地は、          字          番    ，地目は登記現況とも畑，面積は278㎡，          字          番    ，地目は登記現況とも畑，面積は163㎡，          字          番    ，地目は登記現況とも畑，面積は30㎡，合計3筆471㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は農産物出荷のための選別等を行う農業用施設の整備となっております。申請地は、          字          番，地目は登記現況とも田，面積は816㎡でございます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。  
まず、伊奈地区につきまして、4番栗原委員よりお願いいたします。

1. 栗原委員

はい、3月4日8時50分から、齊藤会長、谷口委員、飯泉委員、私と事務局からは石神局長補佐、大久保主査の6名で書類審査と現地調査を行いましたので結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、■■■■の敷地内にあり、旗竿地の竿の部分についてはすでに通路のように利用されておりました。旗の部分では野菜などが作られている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地3筆471㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

続いて、谷和原地区につきまして、7番羽田委員よりお願いいたします。

## 1. 羽田委員

はい。議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」、3月4日午後1時半より行いました書類審査、現地調査の結果について報告します。

メンバーは、齊藤会長、中山代理、菊地委員、私羽田、事務局より石神補佐、大久保主査の計6名でございます。

地図は10ページをご覧ください。

谷和原庁舎の西側にある浄水場のところから西側に300m程行ったところがございます。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内農地と判断いたします。

申請者は、申請地は田1筆、■■■■番、7、650㎡のうち816㎡を利用し、農業用施設を整備する計画となっております、農振農用地区域内農地の例外許可基準に該当すると判断しました。

計画の内容は、以前よりある大型のビニールハウスの出入り口及びハウスの中、ハウスの周り781㎡にコンクリートを打つ計画でございます。工事の方は中にある機械等を移動するため何回かに分けて工事を進める予定でございます。工期は5月31日までとなっております。

関係法令との調整も行っており、農業用施設を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

書類審査と現地調査の結果の報告が終わりましたので、早速審議していきたいと思  
います。

議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番につきまして、ご質問はありますか。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、10番矢口委員どうぞ。

1. 矢口委員

はい。お聞きしたいのですが、ハウスの中はもうコンクリートを打ってしまってい  
るのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局から報告をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。まだコンクリートは打っておりません。鉄板を敷いている状態です。  
以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

矢口委員よろしいですか。

（矢口委員頷く）

1. 議 長（齊藤会長）

そのほかご質問はございますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案の通り許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は8件となっております。

11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積318㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積92㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積460㎡，合計3筆870㎡の小作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積352㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積144㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積416㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積184㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積211㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積1,014㎡，合計2筆1,225㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積138㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積495㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積122㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積135㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積466㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積247㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積

231㎡、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積595㎡、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積1,675㎡、合計9筆4,104㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、■■■字■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積664㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。  
まず、伊奈地区について、9番飯泉委員よりお願いいたします。

### 1. 飯泉委員

はい、農地法第3条の規定による所有権移転の許可について、説明をさせていただきます。3月4日午前に行った書類審査と現地調査の結果について報告いたします。

当日は午前9時から、齊藤会長、谷口委員、栗原委員、私、事務局からは石神補佐、大久保主査の6名で書類審査、現地調査を行いました。これについて報告します。

受付番号1番、地図は13ページになります。

申請者は自作地と借入地あわせて約73アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆870㎡で、現在も譲受人が小作地として水稻の栽培を行っている農地を売買により譲り受けるものです。

地図は13ページになりますが、狸穴集落の南側の田んぼになります。

あわせて、農地法3条の調査書についても随時見ていただければと思います。

続きまして受付番号2番、地図は14ページです。

申請者は自作地と借入地あわせて約286アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆352㎡で、中平柳の住宅の一角に申請地はございます。譲受人が持分10分の3を現在所有し、野菜の栽培を行っております。今回、残りの持分10分の7全部を贈与により譲り受け、引き続き10分の3と合わせて野菜の栽培をするものです。

続きまして、受付番号3番から5番は譲受人が同一人となりますので、一括して説明いたします。地図は15ページになります。

こちらの申請者は、最近農業に従事し、会社役員も兼ねている若い世代の方であります。申請者は自作地約89アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。この方は農業の従事経験が短いとのことですが、農地法の規定にある農家となります。

申請地、登記現況とも田、3筆744㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。なお、この農地につきましては、みらい平からワープステーションに通じる小張南太田線にあたると思われますが、板橋不動尊の南側の計画道路、現在2車線だけが開通していますが、それに隣接する土地になります。

現況につきましては、草が若干生えた状態で、購入することによって田んぼに復元できるのかなと思います。

続きまして受付番号6番、地図は16ページになります。

申請者は自作地約426アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地、登記現況とも畑1筆211㎡、登記現況とも田、1筆1,014㎡、合計2筆1,225㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付していく予定です。

続きまして受付番号7番、地図は17ページになります。

申請者は自作地と借入地あわせて約459アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地、登記現況とも田、9筆4,104㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

受付番号8番、地図は16ページになります。

申請者は自作地約426アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する受付番号6番と同じ農家です。

申請地、登記現況とも田、1筆664㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、1番から8番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

書類審査と現地確認の報告が終わりましたので、早速審議していきたいと思っております。

が、受付番号8番については、中山会長職務代理者が議事参与の制限に該当しますので、二つに分けて審議してまいります。まず、受付番号1番から7番につきまして、審議をしてまいります。

まず、受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

続いて、受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

続いて、受付番号4番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

ないようですので受付番号5番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

受付番号6番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

受付番号7番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

ないようですので、採決いたします。

議案第3号の受付番号1番から7番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号の受付番号1番から7番は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第3号受付番号8番について、審議してまいります。

中山会長職務代理者の退席を求めます。

(中山会長職務代理者退室)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、受付番号8番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第3号の受付番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号の受付番号8番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を許可します。

(中山会長職務代理者入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

審議の結果、議案第3号はすべての案件について、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。

18ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、          字                  番      ，地目は登記，現況とも畑，面積320㎡でございます。

以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは、書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

2番菊地委員よりお願いいたします。

#### 1. 菊地委員

はい、3月4日に行いました、書類審査、現地調査結果について報告いたします。  
午後1時30分より、齊藤会長、中山職務代理、羽田委員と私、事務局から石神補佐、大久保主査の計6名で行いました。

現地は、筑波カントリー倶楽部の北側に位置するところで、入っていくのが困難なほどに荒れていました。

受付番号1番、地図は19ページになります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等を審査したところ、周辺の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上のことから、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われれます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

それでは早速審議してまいります。

議案第4号につきまして、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を20ページの総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が23筆で、44,064㎡、畑が8筆で、11,680㎡、合計31筆、55,744㎡となります。

更新案件ですが、田が49筆で、117,482㎡、畑が13筆で、22,061㎡、合計62筆で、139,543㎡、合計では、田が72筆で、161,546㎡、畑が21筆で、33,741㎡、合計93筆で、195,287㎡です。貸し手が44人で、借り手が28人となります。利用権の設定開始は、平成31年の4月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページから25ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

はい、事務局の説明が終わりましたので、早速審議してまいります。

議案第5号について、ご質疑のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第5号はすべて原案のとおり許可することに決定いたしました。議案の(案)を削除願います。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を26ページの総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が34筆で、88, 480㎡, 畑が7筆で、7, 973㎡, 合計41筆で、96, 453㎡となります。貸し手が14人、借り手が1団体です。詳細につきましては、27から29ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

早速、審議いたします。

議案第6号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。30ページをご覧ください。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が47筆で、113, 259㎡, 畑が7筆で、7, 973㎡, 合計54筆, 121, 232㎡となります。貸し手が16人, 借り手が11人となります。

こちらにつきましては、市から意見を求められているものです。詳細につきましては、31から33ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、審議を進めてまいります。33ページの受付番号54番につきましては、中山職務代理者が議事参与の制限にあたりますので、二つに分けて審議してまいります。

まず、受付番号1番から53番につきまして、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号の受付番号1番から53番につきまして、原案のとおり承認することに

賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第7号の受付番号1番から53番につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号54番について審議してまいります。

中山会長職務代理者は退席をお願いします。

(中山会長職務代理者退室)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、審議いたします。議案第7号の受付番号54番につきまして、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号の受付番号54番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第7号の受付番号54番につきまして、原案のとおり承認することに決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を許可します。

(中山会長職務代理者入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

審議の結果、議案第7号は全件原案のとおり承認することに決定しました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

議案書は34ページになります。こちらに記載の小張地区から福岡地区までの10地区、各1名、ご覧の10名につきまして、平成31年4月1日から農地利用最適化推進委員として、委嘱したくご審議をいただくものでございます。

推進委員の選考にあたりましては、1月総会で委員の皆様へ承認をいただきました、つくばみらい市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱に基づき、3月1日の午前10時から谷和原庁舎第3会議室、こちらの会議室におきまして、推進委員候補者選考委員会を開催しました。

会議は、齊藤委員長、中山委員、菊地委員、豊島委員、羽田委員の選考委員5名と、事務局、石神補佐、中山主査、私古谷の出席により行いました。

委員さん方の慎重なる審議の結果、こちらの10名を候補者として選考していただきました。

選考の経過でございますが、当日は、まず、事務局の事前審査で応募のあった11名全員について、欠格事項がなかったことを報告し、委員の選考については、定員を超えていた豊地区の2名についてのみ、審査表による審査を行いました。

その結果、豊地区の推進委員には議案書にある方を選考することといたしました。

残る9地区につきましては、定員を超えていないこと、欠格事項がないこと、経歴等からも、9名全員を推進委員として適任者として選考しております。

以上のことから、選考委員会では、34ページの議案書のとおりの10名につきまして、農地利用最適化推進委員の候補者として選考しております。

議案説明と選考委員会での選考の経過と結果につきまして、事務局よりご報告をさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、これより審議してまいります。人事案件ですので地区ごとに審議してまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、小張地区について、ご質問のある方はお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、小張地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。  
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により小張地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、谷井田地区についてご質問のある方はお願いします。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、谷井田地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。  
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により谷井田地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、豊地区についてご質問のある方はお願いします。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、豊地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。  
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により豊地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、三島地区についてご質問のある方はお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、三島地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により三島地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、板橋地区についてご質問のある方はお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、板橋地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により板橋地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、東地区についてご質問のある方はお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので東地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により東地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、小絹地区についてご質問のある方はお願いします。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、小絹地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。  
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により小絹地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、谷原地区についてご質問のある方はお願いします。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、谷原地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。  
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により谷原地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、十和地区についてご質問のある方はお願いします。  
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、十和地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により十和地区は、原案の方で決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、福岡地区についてご質問のある方はお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、福岡地区について原案の方で承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により福岡地区も、原案の方で決定いたしました。

審議の結果、すべての地区について原案のとおりの方を推進委員に委嘱することに決定しました。

1. 議 長（齊藤会長）

本日の議案は以上です。

続きまして報告事項について、3件一括して事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は、35ページになります。

今回、専決処分したものは小絹地区の1件です。

自己住宅建築のための売買です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書につ

いて」を報告いたします。議案書は36ページから38ページになります。

今回の合意解約は14件です。

解約の理由ですが、売買による解約が6件、耕作者の変更が5件、中間管理事業への切り借り換えが2件、贈与によるものが1件となります。

最後に、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」を報告いたします。39ページになります。

今回は2件の移動届をつくばみらい市長より受けております。いずれも畑からの転用になります。受付番号1番は、伊奈東中学校の保護者用の駐車場整備に係るものです。続いて受付番号2番は、下平柳の公衆用道路への転用になります。

報告事項は以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、3月定例総会を閉会いたします。